武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 提言

~未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して~

平成 26 年 11 月

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会

目 次

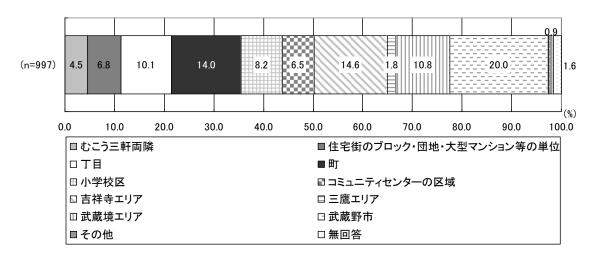
1	提言の背景と目的1
2	
3	コミュニティの現状と課題について5
	(1) コミュニティの現状5
	(2) コミュニティの課題5
	①コミュニティづくりの認知と連携の不足5
	②コミュニティにおける複雑な区域設定6
	③気軽に集いやすいコミュニティセンターづくり6
	④地域活動の担い手の固定化や高齢化6
4	「これからのコミュニティ」のイメージ9
	(1)「協議の場=地域フォーラム(仮称)」とは10
	①「協議の場=地域フォーラム(仮称)」の目指すもの10
	②「地域フォーラム(仮称)」としてのコミュニティの範囲10
	③「地域フォーラム(仮称)」の運営と開催10
	④「地域フォーラム(仮称)」の参加者11
	(2) コミュニティセンターの役割11
5	行政の役割12
	(1)「地域フォーラム (仮称)」への参加12
	(2)「地域フォーラム (仮称)」での基本的な立場12
	(3)「これからのコミュニティ」を中心に活動する意識の共有12
	(4)「コミュニティ構想」の新たな展開13
	(5)「学び」の場の確保13
6	「これからのコミュニティ」の実現に向けての方策14
	(1) 多世代からの参加の促進14
	(2)「協議の場」の実現14
	(3) 地域を中心に活動する意識の共有14
	(4) コミュニティ協議会への新たな参加者や人材の掘り起こし15
	(5) コミュニティセンターの機能の充実15
	(6) コミュニティセンターの管理・運営のあり方15
	(7)コミュニティセンターの配置のあり方16
-	資料】
	中間提言に対するパブリックコメント及び市民意見交換会等の概要17
	中間提言に対する意見と委員会の対応
	武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会設置要綱40
	提言までの経緯 42
	武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿43

1 提言の背景と目的

武蔵野市のコミュニティづくりは、昭和46年の「コミュニティ構想」とコミュニティ条例(平成14年施行)に基づき、特徴的な形で展開されています。具体的には、全市的に町内会や自治会を組織することなく、「自主三原則(自主参加、自主企画、自主運営)」の考え方に基づき、各地域のコミュニティ協議会を中心とした市民の自発的な活動により、コミュニティづくりが行われてきました。

その結果、約40年間にわたり16のコミュニティ協議会が、コミュニティセンターを中心として、地域の実情に応じたコミュニティづくりのための様々なイベントや取り組みを行ってきたことは、高く評価できます。

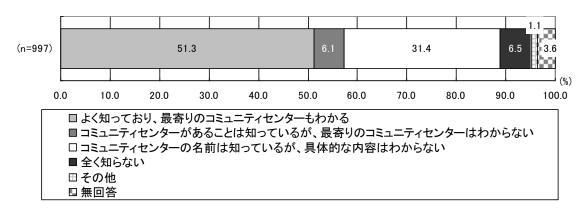
しかしながら、平成 24 年度に実施した「これからの地域コミュニティと市民自治のための基礎調査」では、「地域」のイメージが共有されていないことや、コミュニティセンターの認知度が約半数であることが明らかになっており、コミュニティ構想に基づいたコミュニティづくりが十分に認知されてこなかった現状がうかがえます(図1・2参照)。このような状況に加え、現在の地域コミュニティにおいては、コミュニティ協議会だけではなく、行政の働きかけなどもあって設立されてきた様々な課題別の活動団体が存在していて、同じ「地域」を中心とした各団体の連携がうまくいかないといった課題を抱えています。



【図1】「地域」と聞いてイメージする範囲

1 武蔵野市第一期長期計画(昭和 46 年策定)に掲げられた、市民の市政参加とコミュニティについての考え方を示す構想。市政の課題を解決するためには、行政が、市民の市政参加の仕組みをつくること(市民参加システムの形成)、市民参加の過程において、市民自身が地域生活の基礎単位を生み出していくこと(地域生活単位の構成)であるとしている。そうして創出されるのがコミュニティであり、行政は地域の特性に対応し、そのコミュニティづくりをバックアップする役割があるとしている。

【図2】コミュニティセンターの認知

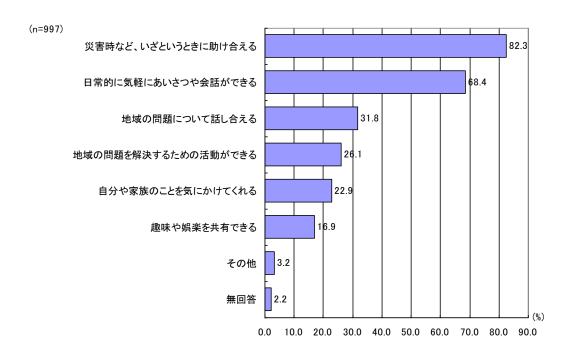


また、少子高齢化や近隣関係の希薄化が進むなどの地域社会の変化が見られる中、東日本大震災以降には災害時の助け合いや情報伝達の基礎となる緩やかなつながりと参加しやすい環境づくりを求める市民の声が多く(図3・4参照)、コミュニティへの期待やコミュニティの果たす役割などについて、改めて問い直すことが必要となっています。

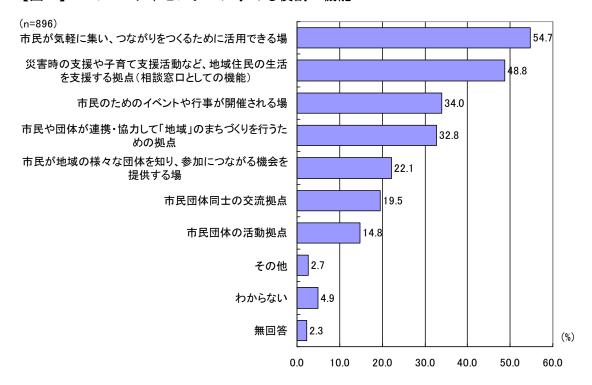
一方で、コミュニティ協議会をはじめ、地域の活動団体のほとんどで担い手の固定化 や高齢化が課題として認識されています。

こうしたことから、本提言は、現在のコミュニティが持つ課題を解決しつつ、さらに新しい役割を果たす上で、行政も含めた地域に関わるすべての人々と団体との間で、どのような地域におけるコミュニティのあり方が望ましいかについて検討し、その理念を共有することを目的として、とりまとめています。

【図3】コミュニティに求める役割



【図4】コミュニティセンターに求める役割・機能



【図 $1 \sim 4$ 】 出典: 平成 24 年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書

2 コミュニティとは

本提言では、防災や福祉等地域における様々な課題への対応が必要となっている現状を踏まえて、「これからのコミュニティ」のあり方を検討しました。

「これからのコミュニティ」とは、ある程度の地域的な範囲の中で、その地域の市民 (在勤・在学も含む) や地域で活動している様々な団体、地域内の施設や事業者などから構成されるものです。これらの構成団体等が、ある程度の帰属意識を持ち、一定の連帯感ないしは相互扶助 (支え合い) の意識を持って、自分たちの地域に何らかの課題が生じたときに、相互に連絡を取り合ってその解決に当たっていくことが期待されます。そのような社会的なまとまりを「これからのコミュニティ」としています。

また、コミュニティ条例(平成14年施行)の定義に準じつつ、コミュニティ協議会などが培ってきたつながりを「地域コミュニティ」とし、課題別に組織されてきた団体を「目的別コミュニティ」と整理しています。

【表1】コミュニティ条例におけるコミュニティの定義

- (1) 地域コミュニティ 居住地域における日常生活の中での出会い、多様な地域活動への参加等を通して形成される人と人とのつながり
- (2) 目的別コミュニティ 福祉、環境、教育、文化、スポーツ等に対する共通の関心に 支えられた活動によって形成される人と人とのつながり
- (3) 電子コミュニティ インターネットその他高度情報通信ネットワークを通して、時間的及び場所的に制約されることなく形成される人と人とのつながり

3 コミュニティの現状と課題について

(1)コミュニティの現状

武蔵野市では、一部を除いて、町会・自治会は組織されていません。代わりに、「コミュニティ構想」に基づくコミュニティづくりを進めており、その中心となるのがコミュニティ協議会です。

コミュニティ協議会は、市民の自主参加によりコミュニティセンターを活動拠点として、地域におけるコミュニティづくりに取り組んでいます。また、コミュニティ協議会は、指定管理者として市から委託を受け、コミュニティセンターの管理運営も担っています。

コミュニティ協議会は「自主三原則²」に基づいて、自主的に運営や活動を行っているため、コミュニティ協議会ごとに多様な活動が展開されています。

行政は、コミュニティ協議会に対して事業費等の補助を行っていますが、コミュニティセンターの指定管理業務を除き、運営方法や活動内容について関与することは原則としてありません。

また、市内では、子育て・防災・福祉などの分野ごとに地域課題の解決を目的とした様々な活動団体やNPOなど(課題別に組織されてきた団体)が、行政等との関係性のもと複数の地域にまたがりながら活動しています。さらに、学校・PTA・青少協や企業・商店会など、地域には様々な団体がありますが、いずれも、コミュニティ協議会との関係は限定的であると同時に、これまであまりその関係については明確にされてきませんでした。

(2) コミュニティの課題

(1)コミュニティづくりの認知と連携の不足

武蔵野市のコミュニティづくりのもっとも基本的な考え方である「コミュニティ構想」や「自主三原則」の考え方は、40 余年の歴史があるにもかかわらず、行政にも市民にも、十分にその意義や内容が共有されていないところがあります。

そのため、コミュニティ協議会は地域で様々な活動を展開しているにもかかわらず、 その取り組みが公的な目的を持っていることも、行政によって正式に認められているこ とも、十分に理解されていないこともあって、一般の市民の参加を得にくい現状があり ます。

また、コミュニティ協議会が設立された後に、様々な地域の課題を解決する目的で、 行政の働きかけなどにより子育で・防災・福祉等の分野ごとに、いくつかの活動団体が 地域ごとに設立されてきました。本来ならば、これらの活動もコミュニティ協議会とい

² 「市民が自ら参加し、自ら企画を立て、自ら運営する」というコミュニティづくりのための「自主参加、自主企画、自主運営」の3つの原則。コミュニティセンターが順次設置される過程で本市のコミュニティセンターづくり及びコミュニティづくりの基本原則として定着し、武蔵野市コミュニティ条例第9条に明記されている。

う場を共有することが「コミュニティ構想」の目指す形であったはずですが、そのことが十分に理解されていなかったことなどから、コミュニティ協議会とは別個に地域で組織され、両者の連携が不十分なままに活動を展開する現状となっています。

結果として、「コミュニティ構想」が目指したコミュニティ全体で地域の様々な課題 について市民が議論していくような状態は達成できていません。

②コミュニティにおける複雑な区域設定

「コミュニティ構想」で示された8つのコミュニティ地区は、昭和52年の第2期市 民委員会において、その一部が修正され現在の11地区に至っていますが、コミュニティセンターの設置は確保できた土地の立地に合わせて段階的に進められてきました。そのため、コミュニティ協議会の16区域も一部の地域で重複等が見られ、ある地域が複数のコミュニティ協議会の区域に含まれています。

こうした状況は、従来からコミュニティ協議会で活動している市民や、コミュニティ協議会について理解がある市民には問題がありませんが、転入者など地域との関わりが薄い市民に対しては、最寄りのコミュニティ協議会やコミュニティセンターがわからず、自分の居住地域の情報が入手しにくいなど、自発的に参加しやすい状況ではありません。また、課題別の活動団体の一つである自主防災組織や地域社協、小学校区ともコミュニティ協議会の区域が同一ではないという現状もあり、活動を進めていく上で連携のしにくさなどが課題として考えられています。

③気軽に集いやすいコミュニティセンターづくり

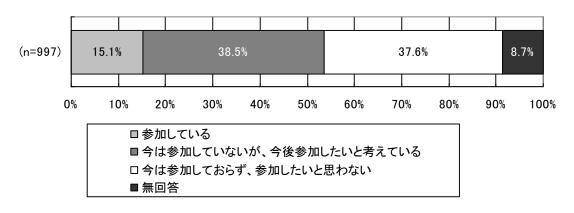
「コミュニティ構想」では、コミュニティは閉鎖性を持たず、多様な市民によって担われる、開かれたものでなければならないと考えられてきました。しかし、その活動の拠点となるコミュニティセンターの役割が広く認知されていないことや、気軽に立ち寄りやすい施設になっていないことなどから、その利用が特定の方となりやすい傾向があり、より広く気軽に集いやすい環境と雰囲気づくりが求められています(P.3 図4参照)。

④地域活動の担い手の固定化や高齢化

地域ではコミュニティ協議会や様々な分野ごとの団体が活動しています。しかし、そのほとんどの団体で担い手が不足し、1人で複数の団体を掛け持ちして活動していることも少なくありません。また、活動の負担感や活動内容の周知不足からか、若い人の参加が少ないため、担い手の高齢化が進んでおり、今後団体の活動を維持していく上で大きな課題となっています。担い手が固定化していった結果、新しい担い手が加わりにくい状況となり、平成24年度に実施した「これからの地域コミュニティと市民自治のための基礎調査」でも、地域・コミュニティ活動への参加が1割程度に留まっていることがわかり、課題として捉えられています。一方、今は参加していないが潜在的に参加したいと思っている方が約4割いることが明らかになり、この潜在的な層がより地域活動

に参加しやすい雰囲気づくりが求められます (図5参照)。

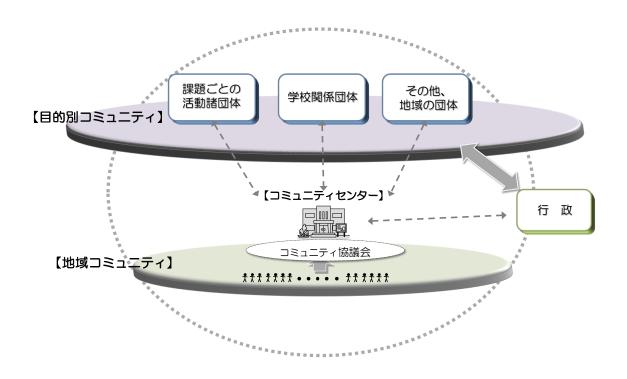
【図5】地域・コミュニティ活動への参加状況



【図5】出典:平成24年度「これからの地域コミュニティと市民自治の検討のための基礎調査」報告書

【コミュニティの現状と課題】

- ①コミュニティづくりの認知と連携の不足
- ②コミュニティにおける複雑な区域設定
- ③気軽に集いやすいコミュニティセンターづくり
- ④地域活動の担い手の固定化や高齢化



注) 図中の団体について

〇課題ごとの活動諸団体: 防災活動団体、福祉活動団体、老人クラブ、NPOなど

○学校関係団体 : 学校、幼稚園・保育園、PTA、青少協など

○その他、地域の団体 :企業、商店会、町内会・自治会など

4 「これからのコミュニティ」のイメージ

本委員会ではコミュニティの抱える課題に取り組んでいけるような「これからのコミュニティ」を実現していくために、「協議の場=地域フォーラム(仮称)」を地域ごとに設けることを提言します。

「協議の場=地域フォーラム (仮称)」とは、誰もが自由に参加でき、地域で解決すべき課題について話し合うことができる場です。そこには、コミュニティ協議会や多様な活動団体、個々人、さらには必要に応じて行政も、互いに「対等の立場」で参加することをイメージしています。

【「これからのコミュニティ」のイメージ】 様々な立場の人が課題を共有する協議の場 「地域フォーラム(仮称)」 地域フォーラム(仮称) 課題ごとの その他、 【目的別コミュニティ】 学校関係団体 活動諸団体 地域の団体 行 政 コミュニティ協議会 【コミュニティセンター】 【地域コミュニティ】 ******

注)図中の団体について

〇課題ごとの活動諸団体: 防災活動団体、福祉活動団体、老人クラブ、NPOなど

○学校関係団体 : 学校、幼稚園・保育園、PTA、青少協など

○その他、地域の団体 : 企業、商店会、町内会・自治会など

(1)「協議の場=地域フォーラム(仮称)」とは

①「協議の場=地域フォーラム(仮称)」の目指すもの

「協議の場=地域フォーラム (仮称)」は、これまでコミュニティ協議会などが取り組んでいた地域コミュニティづくり (人と人とのつながりづくり) を基盤としながら、「これからのコミュニティ」を構成するコミュニティ協議会や多様な活動団体、個々人、さらには必要に応じて行政も参加し、地域で解決すべき課題について共有し、問題解決の端緒を築いていく場とすることで、「これからのコミュニティ」が全体として活動していけることを目指します。

②「地域フォーラム (仮称)」としてのコミュニティの範囲

「地域フォーラム(仮称)」が協議の対象とするコミュニティの区域については、当面は現在のコミュニティ協議会の区域を想定しています。ただし、複数の協議会区域に共通して議論するようなテーマについては、コミュニティ協議会相互またはコミュニティ研究連絡会3(以下「研連」という)の調整により対応していきます。

また、転入者などの地域と関わりが薄い市民に対しては、重複等がみられる現在のコミュニティ協議会の区域は必ずしもわかりやすいものではありません。そのため、市民に案内するコミュニティ協議会の区域については、居住地に対して1つとなるよう、行政において別途、基本的な区域を設定します。ただし、実際のコミュニティ協議会の活動は、「自主三原則」の考え方に立ち、その区域にかかわらず、これまでどおりの区域の考え方で活動していきます。

③「地域フォーラム(仮称)」の運営と開催

「地域フォーラム(仮称)」は、コミュニティセンターを会場とすることが考えられるため、原則としてコミュニティ協議会による運営を想定していますが、テーマ・内容により、課題別の活動団体が運営に携わることもあり得ます。どちらの形をとるにしても、具体的な運営の方法などについては地域の実情に応じて設定します。

「地域フォーラム(仮称)」は、①に示したとおり、地域で解決すべき課題について 共有し、問題解決の端緒を築くために開催するものです。そのため、防災や福祉など地 域において共に解決すべき課題があり、地域フォーラム(仮称)の開催の必要性があれ ば、コミュニティ協議会や課題別の活動団体、行政がその開催を提案・要請することが できます。また、②で示したように、複数の地域に共通する議題を取り上げる場合には、 研連の調整により複数のコミュニティ協議会が共催することもできます。

10

³ 昭和 54 年 3 月、コミュニティに関する研究、調査及び各コミュニティセンターの管理運営に関する連絡、協議を行うことを目的に設置(「コミュニティ研究連絡会会則」第 1 条より)。現在は 16 のコミュニティ協議会によって組織されている。

④「地域フォーラム(仮称)」の参加者

この「地域フォーラム(仮称)」にはコミュニティ協議会や各課題別の活動団体、行政なども参加し、地域について様々な情報や課題について共有するとともに、コミュニティ協議会も含めた各団体と行政との間で役割分担を図りながら、その解決のための方法などについて協議します。

「地域フォーラム(仮称)」の協議内容には、地域の構成員のみで対応できるものと、 行政やその他の機関も関わる必要のあるものの2つが想定されます。前者の場合、行政 は助言者や情報提供者としての役割を果たすことが求められますが、後者の場合は、「こ れからのコミュニティ」の構成員として、「対等な立場」で議論に参加し、協働してい くこととなります。

また、在勤者等を含めた市民は、コミュニティ協議会をはじめとした各団体へ参加したり、個人としても「協議の場」に参加することができます。このような場を新たに設定することで、コミュニティ協議会と課題別の活動団体の連携が深まると同時に、一般の市民を含めた地域の交流も深まり、「これからのコミュニティ」の新たな担い手が登場することを期待します。

(2) コミュニティセンターの役割

コミュニティセンターは、これまでどおりコミュニティ協議会により管理運営が行われます。コミュニティセンターは「地域フォーラム(仮称)」の開催場所となるほか、これからも課題別の活動団体の活動場所や個人が気軽に参加できる地域住民の交流の場などとして活用されます。

また、災害時には武蔵野市地域防災計画(平成25年修正)で位置付けられている「災害時支え合いステーション4」としての役割を果たすことも期待されています。

11

⁴ 平成 25 年の地域防災計画の修正により、共助の推進による地域防災力の向上を目的として、地域特性に配慮した体制を推進するため、コミュニティセンターが災害時支え合いステーションとして位置付けられた。

5 行政の役割

行政は、「これからのコミュニティ」における活動の支援を行うことをその役割とします。そのため、具体的には、次の5つの内容に取り組みます。

(1)「地域フォーラム(仮称)」への参加

行政も「自主三原則」の考え方を尊重しながら、必要に応じて積極的に「地域フォーラム (仮称)」に参加していきます。特に防災や福祉など行政が深く関わりを持つべき地域で解決すべき公的な課題があれば、「地域フォーラム (仮称)」の開催を要請し、「これからのコミュニティ」との情報共有や解決に向けた取り組みを検討していきます。「自主三原則」とは、行政が一切関与しないという意味ではなく、行政から見て解決すべき地域の課題があるならば、それを市民に対して提起するのは当然のことであり、ただしその解決方法については常に市民と共に考え、市民の自発的な協力に基づき、これを解決していくことを意味すると捉え直す必要があります。

(2)「地域フォーラム(仮称)」での基本的な立場

「地域フォーラム(仮称)」において行政は、行政が深く関わりを持つべき地域で解決すべき課題について、あくまでも市民や団体と互いの立場を尊重し合いながら、「対等な立場」で協議します。そのため、行政側から具体的な取り組み内容を提示しても、一方的にその遂行をコミュニティに求めたり、逆にコミュニティ側から行政に一方的に要望・依頼を行うのではなく、相互に情報を共有し、共に考えていくことを目指します。行政と市民の間でこのような関係を保っていくことが、「自主三原則」を踏まえて、市民と行政が新しい協働へと踏み出していくためには必要なことだと考えます。

(3)「これからのコミュニティ」を中心に活動する意識の共有

地域課題は「これからのコミュニティ」で解決することが本来の姿ですので、行政が 地域住民と共に解決すべき課題について、単独に活動を展開するのではなく、「これか らのコミュニティ」において地域の考えを尊重しながら、行政も他の団体とつながり、 情報を共有し、活動していくという意識を共有することが必要です。それこそが 40 年 来取り組んできた武蔵野市の「コミュニティ構想」をさらに発展的に実現させていくた めの道だと考えます。行政はこのことを改めて自覚し、職員研修などで周知徹底を図る とともに、転入してきた市民への案内をはじめ、市民に対する積極的な広報にも努める べきと考えます。

また、政策課題ごとにそれぞれの部署が縦割りで対応するだけではなく、「これからのコミュニティ」全体に目配りし、総合的に対応できるような行政組織を目指していくことが求められます。

(4)「コミュニティ構想」の新たな展開

武蔵野市では、「コミュニティ構想」に基づき、コミュニティ協議会を中心として「これからのコミュニティ」を育んでいくということを、市民も行政も共通の認識とすることが大切です。「コミュニティ構想」の持つ理念を、現在の社会状況に応じてわかりやすく整理し文章化した上で提示し、広報していくなど新たな展開を図ることが必要となります。そして、武蔵野市独自の方式であるコミュニティ協議会自体の広報や、コミュニティ協議会への参加促進などの支援を行います。

また、一定規模のマンションの建設時にはまちづくり条例や建築確認申請時の協議等において、行政が開発事業者等に対して武蔵野市のコミュニティづくりに理解を求め、コミュニティ協議会への協力を要請していきます。

(5)「学び」の場の確保

地域の課題に市民が自らの力で取り組んでいくためには、「学び」に支えられた様々な知識や技術が必要となります。「これからのコミュニティ」には、これらを市民自身が蓄え、地域の課題を自ら解決したり、課題別の活動団体や行政と共に解決したりすることが求められます。

これを実現させるために土台となるのは、コミュニケーションを円滑に進める能力です。なぜなら、コミュニティは人と人がつながることから育まれていくものだからです。その上で必要な「力」として、地域の課題を捉える力や協議の場を運営する力などが考えられます。それらは多様な社会変化の中で地域の課題を的確に捉え、その解決策を思考する力であり、民主的な協議を進めるためのファシリテーションなどの方法論を意味します。これらを学ぶための学習の場は、市民自身が作ることも必要ですが、行政としても計画的に講座やワークショップなどを企画し、「これからのコミュニティ」における課題の共有と解決への力の向上を促していくことが求められます。また、そのような場で行政の職員も共に学ぶことで、新しい協働の意識を互いに醸成していくことが必要です。

6 「これからのコミュニティ」の実現に向けての方策

(1) 多世代からの参加の促進

コミュニティセンターの利用や地域コミュニティの活動への参加を促進するために、コミュニティ協議会や行政が連携して、分かりやすい参加の仕組みや受け入れ体制を構築することが必要です。口コミやSNS5のほか広報をさらに充実して、今後増え続けることが見込まれる高齢者層や、子育て世代の若年層など、多様な世代からの地域住民の参加を促していくことが求められます。

大学のボランティアグループがコミュニティ協議会と共同でイベントを企画するなど、今後の可能性を感じる新たな取り組みも見られ、このような取り組みを育てていくことは、多世代の交流の促進につながります。また、次世代を担う子どもたちが、コミュニティセンターを身近に感じながらその役割を理解していくことができるように、そして、それが武蔵野市の子どもたちにとって自然な状態になるように、保育園・幼稚園・学校等と連携して、コミュニティの意義や考え方について次の世代に伝えるなどの取り組みを実施していくことも求められます。

(2)「協議の場」の実現

「地域フォーラム(仮称)」の開催を実現するには、「これからのコミュニティ」の関係者との調整など、時間がかかる可能性があります。そのため、新たな会議体を設置する必要はなく、すでに様々な団体が集まる機会があればその機会を活用したり、事業や行事の中で行政や団体が関わる機会や範囲を広げていくなど、地域で受け入れやすい方法を模索し、各地域に合ったやり方で進めることが望ましいと言えます。

(3) 地域を中心に活動する意識の共有

「これからのコミュニティ」のイメージを実現していくためには、関係者がそれぞれ 地域コミュニティを意識していかなければなりません。

コミュニティセンターを拠点とし、コミュニティ協議会や各種の活動団体、行政が「地域フォーラム(仮称)」を中心につながり、情報を共有し、活動していくことで、本来のコミュニティのあり方を実現できるようにしていくことが必要です。

_

⁵ Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービス。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。会員は自身のプロフィール、日記、知人・友人関係等を、ネット全体、会員全体、特定のグループ、コミュニティ等を選択の上公開できるほか、SNS上での知人・友人等の日記、投稿等を閲覧したり、コメントしたり、メッセージを送ったりすることができる。

(4) コミュニティ協議会への新たな参加者や人材の掘り起こし

地域コミュニティづくりはこれまでコミュニティ協議会が中心となってきましたが、 課題別の活動団体も様々な形で関わっていくことが望ましく、また、コミュニティ協議 会に新しい参加者を呼び込んでいくためにも、様々な団体や地域の人々が、コミュニティ協議会の中でその経験を生かして活躍できる場を作り上げていくことが重要です。

具体的には、これまで地域との交流が必ずしも盛んではなかったマンション管理組合等において、防災等の観点から今後地域との交流を求める動きが出てくる中で、コミュニティ協議会とマンション管理組合等の双方が、様々な接点を通じて関係を構築していく必要があります。また、コミュニティ協議会の活動に各活動団体やマンション管理組合等からの参加を呼びかけることなども一つの方法です。

さらに、地域に目配りをしながら新しい人材をスカウトすることもできる、「これからのコミュニティ」の中核を担うような将来的な地域のコーディネーター役を育てる仕組みも必要です。

(5) コミュニティセンターの機能の充実

コミュニティセンターの認知度を向上させ、親しみやすく立ち寄りやすい空間とする 方法として、施設の大きさを考慮しながらも、コミュニティセンター内にサロンを設け て活用し、その機能を充実させることで、気軽に訪れることができる環境を作ることや、 地域で活動する防災や福祉などの団体との関係構築を進めるために、活動団体の拠点と してコミュニティセンターを活用することが考えられます。

また、施設の予約に際しては、利用者の利便性の向上の観点から、多くの方が利用し やすい新たなシステムを研究していくべきです。

さらに、市民のニーズを把握しながら、行政の情報を提供することや、何よりも地域の情報を発信する拠点としての機能を持つことが重要です。すでに行っている、ゴミ袋などの市民生活に必要な物がコミュニティセンターに配置されていることなどを行政と共に周知していくことも考えられます。

これらの方法は画一的に行うのではなく、コミュニティセンターを中心として人が集まる仕組みについて、地域フォーラム(仮称)の中で検討を進めていくことが重要です。

(6) コミュニティセンターの管理・運営のあり方

コミュニティ条例では、自主三原則はコミュニティづくりに関しての考え方として規定されており、コミュニティセンターの管理運営は指定管理者制度に基づいて行われています。そのため、行政は他の公の施設と同様に、窓口サービスや管理運営の方法について良好な水準を維持するために、施設予約に関するオンラインシステムなどの新しい仕組みと共に、コミュニティセンターにふさわしい評価の仕組みを検討していくことが望まれています。

また、多世代からの参加の促進や、コミュニティセンターの機能の拡充を進める中で、コミュニティセンターの窓口はコミュニティそのものの窓口へと役割を広げていくこ

とが求められます。それにより、今以上にコミュニティセンターの管理運営に負担がかかることも考えられるため、コミュニティセンターの窓口体制等を充実させることも必要です。

さらに、公共施設を原則 60 年使用していく考え方からも、老朽化が進んできた施設 の保全や備品の計画的な更新を行っていくことが重要です。

(7) コミュニティセンターの配置のあり方

今後、長期的な視点で公共施設の改修や建替えに合わせて再配置等を検討するに当たっては、コミュニティセンターもその対象となることが考えられます。コミュニティセンターの再配置に当たっては、どのコミュニティセンターからも遠い、アクセスが困難な地域をなくすための配置について検討することが必要です。

その際、同時に学校施設も改修・建替えや再配置等の検討の対象となることも考えられるため、学校と地域がさらに連携できる形を模索することが重要です。その中では、地域の状況に応じて、学校を含めた公共施設にコミュニティセンターを併設することも今後議論の対象になっていくと想定されます。

将来的には、コミュニティや福祉などの様々な地区を統合することを念頭に、施設配置を検討することも考えるべきです。

【資料】

中間提言に対するパブリックコメント及び市民意見交換会等の概要

■パブリックコメントの募集

提言をまとめる過程で、できるだけ多くの市民の皆様などからご意見をいただくことにより、今後の議論に反映させ、さらに内容を深めることを目的としてパブリックコメントを募集しました。

【パブリックコメントの概要】

- 1 募集期間 平成26年5月15日(木)から6月18日(水)まで
- 2 周 知 方 法 市報 (5月15日号) 及び市ホームページ、ポスター掲出(市掲示板、文化施設、コミセンほか)、むさしのFM放送(5月21日)
- 3 募集方法 中間提言を市民活動推進課、各市政センター・図書館・コミセンで 配布し、市ホームページにも掲載
- 4 提出方法 氏名、住所、連絡先を記入の上、郵送、ファクス、電子メールまた は直接持参により提出
- 5 提出件数 18件(郵送・持参3件、電子メール15件)

■市民意見交換会及び職員意見交換会の開催

中間提言に対するご感想やご意見について、市民の皆様と市職員の声を直接聴き取り することを目的として開催しました。中間提言の概要説明の後にグループセッションを 行い、各グループの発表の後に全体討議を行いました。

【意見交換会の概要】

意見 交換会	日時	場所	参加者	出席委員 (敬称略、五十音順)
市民	平成26年6月6日(金) 午後7時から9時まで	商工会館 4階市民会議室	20名	小餅、笹野、玉野、出口、 寺島、成木、二階、平湯、 広江、渡邉
III	平成26年6月15日(日) 午後2時から4時まで	武蔵野プレイス 4階フォーラム	30名	小餅、笹野、玉野、出口、 寺島、成木、平湯、広江
職員	平成26年6月30日(月) 午後6時から8時まで	市役所 813 会議室	26 名	なし

中間提言に対する意見と委員会の対応

※番号が網掛けになっている箇所は、第10回以降の委員会で論議後にあらためて回答した箇所

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
1	「1. 提言の背景と目的」	・1ページ1行目、「これまで」を削除	ご指摘を踏まえて修正します。
2	「1. 提言の背景と目的」	・コミュニティの定義が冒頭にないため、論じている対象が不明確である。コミュニティ条例の定義との関連も併せて記載すべき。	本提言では条例でいうコミュニティづくり全体について触れつつ、特にまずは地域コミュニティづくりの状況から整理しており、そのように修正します。
3	「1. 提言の背景と目的」	・「コミュニティ構想に基づいたコミュニティづくりの認知」について課題認識が適切に整理されていない。また、活動団体や行政からの、コミュニティ活動に参加していない個人に対する働きかけの不足と、そのような個人に対しての価値判断やそれに対する問題意識も併せて提示すべきではないか。	地域のイメージが共有できていないことや、コミュニティセンターの認知が低いことは、コミュニティセンターを中心とした現在のコミュニティ協議会を含めた活動が知られていないことや地域への帰属意識が十分育っていないことを示す現状として提言しています。コミュニティ活動への参加者が固定化している実情は課題として認識しておりますが、ここでは、本提言の背景と目的を明確にすることを趣旨としておりますので、特に地域コミュニティにおける団体の連携不足などを取り上げています。固定化等の課題については、「3. コミュニティの現状と課題について」、「6. 「これからのコミュニティ」の実現に向けての方策」で整理しています。
4	「2. 地域コミュニティとは」	・地域コミュニティの定義が、コミュニティ条例3条(1)とどのような関係にあるか(発展的に解釈したか等)について説明すべき。	で指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。
5	「2. 地域コミュニティとは」	・コミュニティ条例とコミュニティの概念の整合がとれていない。また、目的別コミュニティだけが地域コミュニティではない。	□日前のアドローのでは、日の日 のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日のでは、日の日の日のでは、日の日の日のでは、日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の
6	「2. 地域コミュニティとは」	・「地域コミュニティ」は課題解決が前提となっているため、自分自身に置き換えた場合、コミュニティに加わるには相当高いハードルとなる。日頃から「挨拶ができる程度の交流」がなければ、それ以上の動機を持ち課題解決のために活動しようという意欲を持つことは難しく、まずは、「挨拶ができる程度の交流」を入り口として目指すべきである。	今回想定する地域フォーラム(仮称)での地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)と、これまでコミュニティ協議会が取り組んできた、地域でのつながりづくりとしての地域コミュニティは異なるものであり、コミュニティ協議会の活動は、ご指摘のとおり、従来から交流していくことを大事に取り組んでいるものと考えています。この点が明確となるよう修正します。
7	「2. 地域コミュニティとは」	・地域のコミュニティへの入り口が現状でも低くないハードルと感じられているからこそ新陳代謝が進まないのであって、参加への喜びや楽しさを謳わず、地域コミュニティの定義を「一定の連帯感や相互扶助の意識を持って課題解決にあたっていくことのできる社会的なまとまり」とすることでは、新たな参加者が大量に発生することになるとは思えない。結局は固定化・高齢化・負担感の再確認になってしまうことを危惧する。	今回想定する地域フォーラム(仮称)での地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)と、これまでコミュニティ協議会が取り組んできた、地域でのつながりづくりとしての地域コミュニティは異なるものであり、コミュニティ協議会の活動は、ご指摘のとおり、従来から交流していくことを大事に取り組んでいるものと考えています。この点が明確となるよう修正します。また、地域のコミュニティへの入り口の問題は、別途論議しています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
8	「2. 地域コミュニティとは」	・「コミュニティを行政の下請けにしない」「第二・第三市役所化しない」という哲学が根底にあったと考えられる中で、行政の文書で「課題解決にあたっていくことのできる社会的なまとまりを地域コミュニティと定義する」という言い方をすることは、コミュニティ構想が示した価値観に逆行するため、大いに違和感を覚える。	今回想定する地域フォーラム(仮称)での地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)と、これまでコミュニティ協議会が取り組んできた、地域でのつながりづくりとしての地域コミュニティは異なるものであり、コミュニティ協議会の活動は、ご指摘のとおり、従来から交流していくことを大事に取り組んでいるものと考えています。この点が明確となるよう修正します。
9	「2. 地域コミュニティとは」	・今回の提言における地域コミュニティの概念はあまりに狭い。本市のコミュニティ構想は「地域を平等で自由な空間にしよう」と考える多くの市民の見識の賜物であり、まさに「市民自治」である。コミュニティ構想自体に問題があるのではなく「実態」に課題が発生しているととらえるべき。	今回想定する地域フォーラム(仮称)での地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)と、これまでコミュニティ協議会が取り組んできた、地域でのつながりづくりとしての地域コミュニティは異なるものであり、コミュニティ協議会の活動は、ご指摘のとおり、従来から交流していくことを大事に取り組んでいるものと考えています。この点が明確となるよう修正します。また、委員会としてはコミュニティ構想にも課題があると考えており、コミュニティ構想に基づいたコミュニティづくりが、40年を経過しても市民に浸透していないことや、内容が分かりにくいことなどがあげられています。
10	「3(1)地域コミュニティの現 状」	・さまざまな団体と地域コミュニティ協議会との関係が明確になっていないことは、コミュニティ構想に基づくあり方としては、間違っているものではない。そのことを再考するのであれば、コミュニティ構想自体について言及することが必要となる。	コミュニティ構想の考え方を逸脱することではなく、さまざまな団体とコミュニティ協議会との間で、連携が必要と考えられる場面でもそれができない現状を課題として捉えています。
11	「3(1)地域コミュニティの現 状」	・コミセンと地域社協との間では、各地域での認識の違いがあまりにも多かったが、吉西福祉の会では、部屋取りや物の置き場について配慮いただいている。しかし、他地区では、コミセンが利用しにくくなったとの声も聞いている。地域社協とコミュニティ協議会は地域を支える車の両輪であり、どちらかが大きすぎるということなく、協力していかなければならず、地域社協は活動諸団体の中の一つではなく、コミュニティ協議会と共にコミュニティの中心にあるべき存在である。	
12	「3(2)地域コミュニティの課 題」	・5ページ5段落2行目:「…NPOなどが、行政等との関係性のもと地域毎に活動しています。」を「…NPOなどが、地域毎に活動しています。しかし、それらは必ずしもコミュニティ協議会と連携しているわけではありません。」とする。==【ここでは、行政との関係で生まれたことよりも、コミュニティ協議会と連携していないことのほうが重要】	検討委員会では、活動団体が行政等との関係が深く、それが地域で連携することができていない一因であるという認識を持っており、原文どおりとします。
13	「3(2)地域コミュニティの課 題」	・5ページ最終段落1~2行目:「…目的で、行政などにより子育て…」を「…目的で、行政の働きかけなどにより…」==【本来は住民の自主組織であるものを「行政が作らせた」ように受け取れる表現は不適】	ご指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
14	「3(2)地域コミュニティの課 題」	・6ページ2段落目:「…結果として、「コミュニティ構想」がめざした「地域コミュニティ」全体で、地域の様々な課題について市民が議論していくような状態は達成できていません。」を「…結果として、「コミュニティ構想」がめざした状態—つまり、「地域コミュニティ」全体で地域の様々な課題について市民が議論していくような状態—は達成できていません。」にする。	ご指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。
15	「3(2)地域コミュニティの課題」	げる必要があるのではないか。 各種団体がコミュニティ協議会という場を共有しなければならないとはコミュニティ構想に定められておらず、むしろ現状はコミュニティ構想の目指す方向性に近いものともいえるものでもある。	ご意見のとおり、人口構成や世帯構成の変化とともに、地域活動に対する考え方も変わってきたと思いますが、基礎調査等によれば、潜在的には緩やかなつながりを求めていることがうかがえます。たしかにコミュニティ構想には、そのような記載が明確にある訳ではありません。しかし、「市政参加の過程でコミュニティを中心とする地域生活単位が市民自身によってうみだされなければならない」とされており、その拠点として整備されたのがコミュニティセンターです。昭和51年に制定されたコミュニティセンター条例では、「コミュニティセンターの建設及び管理運営のすべてが、コミュニティ地区に居住する市民を中心とした市民参加方式により行われる」とあり、その主体となったのがコミュニティ協議会です。そのような経緯を踏まえ、委員会としての検討をすすめています。また、目標を矮小化しているわけではなく、議論できる状態が自治の前提でもありますので、コミュニティ構想の目的の一つとして、地域に課題が生じた場合は、地域で解決にあたっていくという自治の力を醸成することが含まれていると理解しています。
16	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域コミュニティと行政が共に情報を共有し、互いを尊重しながら対等 な立場で協働することには賛成である。	その方向で提言をまとめています。
17	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・「地域フォーラム構想」は是非とも実現してほしい。これによって行政の役割がはっきりとし、縦割りになっている各活動団体が横のつながりを持つことになり、さらに世代間の垣根を低くすることでより強い地域コミュニティとなる。	それぞれのコミュニティ協議会の創意工夫により実現することを期待しています。
18	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域フォーラムで協議する課題には2種類あり、地域コミュニティ内で解決すべきものと、行政が関与して協働で解決すべきものがある。提言では後者のみ言及されており、前者について触れられていない。また、自主三原則については、「自主に基づく行政との協働」というレベルにまで発展すべき。	課題が二種類あることについて新たに追記します。
19	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域コミュニティは行政から独立している存在であることから、地域コミュニティの枠内に行政が入っている図は修正すべき。 ・同様に地域フォーラムについても、行政や他の主体が参加するのであれば、地域コミュニティの枠外に出した方が良い。	コミュニティ条例の地域コミュニティと、今回想定するコミュニティを再整理し、それに併せて図 を修正します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
20	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	「コミューナイ協議会や」を取る==【本徒条を具く考えは、地域ノオーフ」 1. のコーディネーターがコミュニティ拉議会なので、この拉議会が他の	あくまでも「地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)」にいるすべての主体が対等に関与するという観点から原文どおりと考えています。なお、コーディネーターをコミュニティ協議会に限定する内容は変更します。
21	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・7頁4行目:「には行政も」を「に必要に応じて行政も」とする。==【地域フォーラムでは、行政から独立して地域コミュニティ内のみで自力で解決すべき課題も扱うべきと考えるため、つねに行政が対等に参加するというのは、自主三原則に反する】	ご指摘を踏まえて修正します。
22	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・③「学び」の機会を設けることの重要性。 ・9頁4(2)のあとに「(3)「学び」の機会の必要性」を挿入する。 地域課題を住民自らの力で解決していくためには、「学び」に支えられたさまざまな知識や技術が必要となります。これからの地域コミュニティには、これらの力を市民自身が蓄え、さまざまな地域の課題を地域コミュニティの構成員の間で解決したり、あるいは行政や他の関係者との協働によって解決したりすることが求められます。そのような「カ」として、次の①、②のようなものが考えられます。これらを学ぶための学習の場は、住民自身が生み出すことも必要ですが、行政としても計画的に講座やワークショップなどを提供し、地域コミュニティの課題解決力の向上を促していくことが求められます。 ①協議の場を運営する力地域フォーラムをコミュニティ協議会が運営するためには、民主的な協議の方法、ファシリテーション、コーディネーションなど、協議を進めるためのさまざまな方法論を習得する必要があります。 ②地域課題をとらえる力現代の地域は、グローバリゼーションをはじめ多様な社会変化のもとに置かれています。そのような社会変化を学ぶとともに、そのなかでの地域の課題を的確にとらえ、解決策を思考する力も必要です。	ご指摘の内容を元に新しく加筆します。なお、主に行政の役割ということで「5. 行政の役割」に加筆することを検討しています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
23	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・過去から状況が変わっており、今ある問題に地域フォーラムで対応することが必要なため、賛成である。	その方向で提言をまとめています。
24	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域フォーラムは地域への押しつけで、答えや形ありきの進め方は行政と市民の関係を壊すことになり、市民力の高いといわれる武蔵野市がこわれるのではないか。	地域フォーラム(仮称)はあくまでも地域の諸団体が課題解決に向けて動くための解決策として提示しているものであり、その具体的な進め方は、すべて地域にゆだねられているため、地域へ押しつけるものではありません。
25	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」		地域フォーラム(仮称)の運営はコミュニティ協議会だけではなく他の団体によるものも可能であるという考え方をより強調しています。また、地域コミュニティの定義を再整理しており、今回の定義においては行政も入る可能性があるという整理をしています。
26	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・課題ごとの活動諸団体とあるが、例えば、学校やPTAと並んで青少協が入るべきではないか。	ご指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。
27	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・自主三原則は見直すべき時期だと思うが、現実には難しく、提言書の内容を各コミュニティ協議会ができるところについて積極的に取り入れ、地域の諸団体と交流だけでも進め、そこに行政が対等に加わることが、自主三原則を基本としながら行政との関係を構築することにつながると思う。	地域フォーラム(仮称)がその実現につながるものとして提言をまとめています。
28	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・防災の活動は、実効性を高めるためには狭いエリアを対象とする傾向にあり、地域フォーラムとは方向性が異なるため、防災のコミュニティと地域フォーラムは全く別物になる可能性もあるのではないか。	ご指摘の内容について、近隣関係を軸とする小さな単位のコミュニティが必要となる可能性があることを認識しています。
29	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	状態が地域フォーラムであり、それを運営するのがコミュニティ協議会と	地域フォーラム(仮称)の運営主体の考え方の修正等にあわせて、図を修正します。なお、地域フォーラムは、参加する場の提供と考えており、フォーラムに参加した結果、ゆるやかにつながりができていき、結びついていくことをイメージしています。
30	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域を線引きすることで拘束力が強まり、「ある特定の人がいるから参加しない、あのコミセンには行きづらい」といった人は、より団体に参加しにくくなるため、高齢化・固定化は解消できないのではないか。	地域コミュニティのエリアは、これまでと同様、範囲を定めるのではなく、自主参加の原則に基 づいています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
31	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・地域フォーラムを束ねることがコミュニティ協議会の新たな役割だとすると、地域の中に階層が生まれてくるのではないか。地域を線引きすることは、地域内の階層社会、地域間のものとり合戦・競争、地域間格差を生み出すことにつながり、市民自身による自由な往来(緩やかな交流)を目指して地域を線引きしてこなかった武蔵野市政への逆行となるため、地域フォーラムの在り方に不安が残る。	地域フォーラム(仮称)はあくまでも地域の諸団体が対等に集まる場として想定しているもので、また必ずコミュニティ協議会がその運営等をすべて担うわけではないため、ご指摘のような階層や競争が発生するとは考えていません。
32	「4. これからの地域コミュニ ティのイメージ」	・今回の基本方針に賛成している。コミュニティセンターの災害時の位置づけや、コミュニティセンターの地域における役割の見直し等、ぜひ地域フォーラム(仮称)で話し合いがもたれることを願っている。	地域の課題として認識されたことについて、地域フォーラム(仮称)で話し合っていただくことを 想定しています。
33	「4(1)地域フォーラムの参加 者」	・8頁④の第1段落と第2段落の間に下記の文章を挿入することを提案。地域コミュニティと行政との関係からみると、「地域フォーラム」の協議内容には二つのレベルが想定されます。ひとつは地域コミュニティの構成員のみに関わりをもつもの(第1レベル)、いまひとつは防災や大規模開発など行政やその他の関係機関等にも関わるもの(第2レベル)です。前者は、原則として地域コミュニティの構成員の間での協議によって解決するものであり、行政は助言者や情報提供者としての役割に徹するべきです。これに対し、後者は、行政も対等な立場で協議に参加して市民や他の関係者とともに協働によって解決策を探るべき課題です。地域コミュニティと行政との関係については、第6期武蔵野市コミュニティ市民委員会が行政三原則として側面支援の原則」「市民要請の原則」「支援協働の原則」を提案しています。しかし、地域の課題が上記の第2レベルに相当する場合、行政はたんなる「支援」ではなく、地域コミュニティと対した。1000年11日間ではない、地域コミュニティと対してはない。1000年11日間ではない、地域コミュニティと共に責任を共有する立場になるため、これらの原則をふまえながらも「支援」というよりは対等な立場でコミュニティ協議会と協働することが必要となります。	ご指摘の内容を元に新しく加筆します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
34	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」	・8頁1行目:「…構成するコミュニティ協」の箇所から、「コミュニティ協」を取る。==【本提案を貫く考えは、地域フォーラムのコーディネーターがコミュニティ協議会なので、この協議会が他の主体と並列に並ぶのはおかしい】	あくまでも「地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)」にいるすべての主体が対等に関与するという観点から原文どおりと考えています。なお、コーディネーターをコミュニティ協議会に限定する内容は変更します。
35	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」	・身近な近所づきあいからフォーラムが始まるのではないか。本来自分たちでできることを自分たちで対応する事を基本として、地域の団体が相互に集まり助け合ってまちづくりに取り組めるようなフォーラムにしていただきたい。	ご意見のとおりで、地域の中で解決することは地域で解決していくという内容を新しく盛り込みます。
36	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」	・各団体がコミュニティ協議会と対等の立場で集まれる地域フォーラムであるべき。	そのような地域フォーラム(仮称)を想定しています。
37	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」	・地域フォーラムでのテーマについて、地域には多様な団体があるため、地域の団体が融合しながら新しい活動を展開していく創造性が重要である。また、行政が関わらないで地域の課題を地域で解決できることと、行政の参加が必要になるような大きな課題を区別して考える必要がある。さらに、地域課題は地域毎に多様であることから、地域フォーラムで扱うテーマを調整することは難しいのではないか。	地域で検討する課題について二種類あるということについて、新しく盛り込みます。
38	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」	・地域フォーラムで検討するテーマとして例えば、要支援者への対応については、安否確認と避難所への誘導が必要であることから、地域との連携が不可欠であり、テーマとして重要だろう。また、市境に居住していると避難場所がわかりにくいなど、住民の立場で情報が入ってこないといった意見もあり、地域フォーラムで議論されてくれば、住民への情報周知も可能になるのではないか。	そのような地域フォーラム(仮称)を想定しています。
39	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」		これまでの地域コミュニティづくりの動きを前提に、地域での課題解決が必要な場合の手段として地域フォーラム(仮称)を想定しています。また、行政の関与のあり方について、課題の内容が二種類あり得るとして整理しています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
	「4(1)①協議の場=地域 フォーラムの目指すもの」		ご意見のとおりで、つながりがより活性化されるようにコミュニティセンターが各活動団体の拠点機能を持つことなどについて整理しています。 地域ボランティアの窓口としては、現在はボランティアセンター武蔵野で行なっていますが、今後のボランティア活動活性化の方策として考えられることだと思います。
41	「4(1)②地域フォーラムとして の地域コミュニティの範囲」	・小学校区にコミセンをあわせられると、連携上非常に有効ではない か。	コミュニティ協議会やコミュニティセンターの区域にはこれまでの経緯があり、その区域をすぐ さま変更するのは難しいと考えています。
		・地域フォーラムについては、小学校区レベルが望ましいのではない か。	地域フォーラム(仮称)については、これまでの地域コミュニティを基礎とすることが重要と考えており、これまでの経緯なども踏まえ、今すぐ小学校区レベルに統一することは難しいと考えています。
	「4(1)②地域フォーラムとして の地域コミュニティの範囲」	・エリアについては、まとまるところから徐々にまとめていけると良いので はないか。	論議される課題に応じて、エリアは柔軟に考えるものとしています。
44	「4(1)②地域フォーラムとして の地域コミュニティの範囲」	・8頁②修正案 「地域フォーラム(仮称)」が協議の対象とする地域コミュニティの区域については、原則として現在のコミュニティ協議会の区域を想定しています。しかし、転入者などの地域コミュニティと関わりが薄い市民にとっては、重複等がみられる現在のコミュニティ協議会の区域は必ずしもわかりやすいものではないため、それぞれの地域における協議対象としての地域の範囲は、互いに重複しないよう境界を明確にし、市民にとっては自らの居住地に対して一つの地域フォーラムが存在するように設定します。ただし、実際のコミュニティ協議会の活動は、「自主三原則」の考え方にたち、その区域に関わらず、これまで通りの区域の考え方で活動していきます。なお、複数の協議会区域にまたがって議論するようなテーマについては、コミュニティ協議会相互またはコミュニティ研究連絡会3(研連)の調整により対応していきます。	地域フォーラム(仮称)などの基本となる地域のつながりを作る上で、転入者などが最初に訪問するコミュニティ協議会を設定することが趣旨であり、地域フォーラムへの参加を限定するものではないことから、ご指摘の文章ではなく、原文どおりとします。
	「4(1)③地域フォーラムの運 営と開催」	・協議会は一様ではないが、協議会が地域フォーラムの運営をおこなうのが前提であるなら、それについての共通理解が必要であり、そのことを明記すべき。	地域フォーラム(仮称)の運営については、協議会による運営のみを前提とするのではなく、そのほかの運営もあり得ることを提言しています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
46	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・8頁③の5行目「…協議会に要請する…」を「…協議会に提案・要請する…」==【行政が直接参加しないレベルもあるという考えに立ち、「提案」を挿入】	ご指摘の内容を踏まえて修正します。
47	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・地域フォーラムの運営について、「地域懇談会」のようなものを既に運営している地域もあり、これを発展させるのが良いのではとの意見が出された。また、地域フォーラムのファシリテーション機能について、最初は行政がプロのファシリテーターを雇うことが必要ではないのか、コミュニティ協議会だけではなく地域団体がファシリテーターを担っても良いのではないか。	地域フォーラム(仮称)のイメージについてはご指摘の内容を想定しています。また、運営主体についてもコミュニティ協議会に限定せず、また、必要な学習機会を創出することとして取りまとめます。
48	「4(1)③地域フォーラムの運 営と開催」	・「地域フォーラム(仮称)」の運営は、「コミュニティ構想」に基づき、コミュニティ協議会がその機能の一部として担っていきます」といった表現は言い過ぎであろうと思う。	当該箇所は削除します。
49	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・コミセンに現状の貸部屋機能や様々な教室の開催場所としての機能だけでなく、地域課題への取り組みが期待されているならば、それに答えることは重要である。その方法論としての地域フォーラムは良いが、コミュニティ協議会が地域フォーラムの運営を行うとすると、運営委員の負担感が増加するのではないかといった懸念もある。	地域フォーラム(仮称)の運営については、協議会による運営のみを前提とするのではなく、そのほかの運営もあり得ることを提言しています。
50	「4(1)③地域フォーラムの運 営と開催」	・主役は市民であるという原点に立ち返ることが重要である。その為には地域フォーラムの進め方が非常に重要であり、建設的な話し合いを進めるようにしなければならない。	ご意見のとおりで、その方向で提言をまとめています。
51	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・コミュニティ協議会の役割について、地域フォーラムを運営する組織は コミュニティ協議会とは別の方がよいのではないか。	地域フォーラム(仮称)の運営については、協議会による運営のみを前提とするのではなく、そ
52	「4(1)③地域フォーラムの運 営と開催」	・地域フォーラムができることでコミュニティ協議会は、コミセンの管理運営に専念することになってしまうのではないか。現在のコミュニティ協議会のメンバーに幅広く意見を聞く機会が必要である。	ではない。ではない。ではない。ではない。 のほかの運営もあり得ることを提言します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
53	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・地域フォーラムの運営をコミュニティ協議会が担うことは、負担増を招き、活動の担い手や後継者をより一層遠ざける原因となる。	地域フォーラム(仮称)の運営については、協議会による運営のみを前提とするのではなく、そ のほかの運営もあり得ることを提言します。
54	「4(1)③地域フォーラムの運営と開催」	・地域フォーラムの運営ができるような問題意識を持ったコミュニティ協 議会長がどの程度いるのか疑問である。	
55	「4(1)④地域フォーラムの参加者」	・市民、既存団体からコミセンに"事案"が持ち込まれ協働する場合、広範囲の関係住民の意見聴取を行い、状況の把握と正確な判断のための協議をして協働方法を決定する必要がある。	協議方法については、本提言で規定するものではなく、地域の実情に応じて設定するものとしています。
56	「4(1)④地域フォーラムの参加者」	・行政と一般市民、市民団体、NPO等の市民活動が対等な立場で話し合い、協働できたら素晴らしいが、実際にはそうはなっていない。行政による既存団体の擁護や、各団体内での自主三原則に反する行動などがある。既存団体は、地域市民との協働により、エリアごとの諸問題を各方面担当者と協議し解決しながら親交を深めていくものであるべき。コミセンに関わる全ての人が同一の考えではないので、各自が自分で考え、責任を持ってサークル活動、イベント、諸問題の解決に向けた組織に参加することが望ましい。	今回目指している地域フォーラム(仮称)は、ご指摘の内容を具現することを期待して提案しているものです。行政も含めてすべての団体と協力して実現に取り組んでいきます。
57	「4(1)④地域フォーラムの参加者」	・地域フォーラム(仮称)については、「つなぐ」という重要な役割を担うコミュニティ協議会に、スカウト機能を持たせ、人材発掘を行う必要があると考えている。	コミュニティ協議会の中には運営委員がそれぞれのネットワークの中で人材を発掘し、スカウトしているところも見受けられます。今後はそのような取り組みに広がりを持たせることが必要です。
58	「4(2)コミュニティセンターの 役割」	・コミセンが住民交流の場となれば、待機児童のためのサポート窓口、 保育支援者育成などにコミセンを利用することも可能である。また、幼稚 園の子ども連れの世代の利用の増加や学生ボランティアと連携した児 童のための企画などで、様々な世代との出会いの場となり得る。	コミュニティセンターの機能として、住民が親しみやすく立ち寄りやすい空間を作ることが必要です。また、具体的な取り組み内容に関するご意見は、地域フォーラム(仮称)の実現後に、地域で協議の場を設けて検討していくことが望ましいと考えます。なお、大学のボランティアグループとコミュニティセンターが共同でイベントを企画するなど、今後の可能性を感じる新たな取り組みがあることを提言の中に整理しています。
59	「4(2)コミュニティセンターの 役割」	・コミセンをよく利用する人は偏りがちであるが、コミセンを利用しにくいと思っている在勤・在住者も多いのではないか。学生の勉強会の場所提供や、地域の情報を気軽に入手できる場所としての利用ができないか。さらに、学校や幼稚園、PTAがコミセンを利用して他の地域団体と交流することも考えられる。	「6. (5)コミュニティセンターの機能の充実」において、住民が気軽に訪れることができる環境を作ることや地域の情報を入手できる場所として周知していくことを整理しています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
60	「4(2)コミュニティセンターの 役割」	・「なぜ参加しようと思わないのか?」「その阻害要因となっているものは何なのか?」については、参加しない側の理論を真剣に傾聴する必要がある。市民の意見と、活動されている方々の問題意識の落差は本当に大きく、その溝を埋める作業をしないと、いつまでたっても来館者も参加者も増えない。	ご意見のとおりで、基礎調査でも、地域・コミュニティ活動への参加が1割程度に留まっていることがわかり、課題として捉えられています。一方、今は参加していないが潜在的に参加したいと思っている方が約4割いることが明らかになり、この潜在的な層がより地域活動に参加しやすい雰囲気づくりが求められます。また、参加する側と参加しない側双方の意見を聞き、何を必要としているのかを把握し、そのバランスを取っていくことが今後の取り組みを進める上で重要であると考えています。
61	「4(2)コミュニティセンターの 役割」 ・9頁(2)の2行目:「…「協議の場」…」を「…「協議の会場」…」とする。 ==【協議の場は地域フォーラムのことを言っているので、表現の重複 を避ける点からコミセン=会場とする】		ご指摘の主旨を踏まえて修正します。
62	「5. 行政の役割」	・補助金を出しているのであれば市はもっとしっかり管理すべき。	地域フォーラム(仮称)については行政も一定の関与を明言しています。また、コミュニティセンターの管理については、指定管理者制度に基づいて行われているため、行政は他の公の施設と同様に、窓口サービスや管理運営の方法について、良好な水準を維持する必要があります。
63	「5. 行政の役割」	・行政はコミセンを含めた地域の全ての目的別コミニユテイに対する縦割り行政の弊害を取り除き、管轄部署や団体とのやりとりが生じても、迅速かつオープンに実施されるようにすべき。	ご指摘の内容については、「地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)」全体に目配りし、総合的に対応することのできるような行政組織を目指していくことを内容に盛り込んでいます。
64	「5. 行政の役割」	・協働事業を実施している各種団体には、設立目的を明らかにして原点に立ち返ることや、市民から寄せられた意見を行政が団体全体に提供するなど、行政が責任を持って対処していく必要がある。	各団体が今回の趣旨を理解して行くことは、本提言の目的でもあり、また、今後の課題としても整理しています。
65	「5. 行政の役割」	・これまで、行政の地域への関わり方は不足しているとの意見も多く、今 後の検討課題である。	行政は、自主三原則に基づいて、地域の活動を尊重してきました。しかしその姿勢が、いつからか消極的に見えてしまっていたということは考えられます。地域フォーラム(仮称)においては、必要に応じて行政も対等の立場でそれに参加することとして整理しています。
66	「5. 行政の役割」	・地域におけるコミュニティ協議会以外の団体がどのようにつながれば良いかわからないようなときに、行政が間を取り持つようなこともあって良いのではないか。同時に、地域内・地域外共に団体相互の情報交換を進めるための具体的な仕組みを検討しなければならない。	地域フォーラムの実現にむけた具体的な方法の意見として承りました。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
67	7 「5. 行政の役割」 ・地域の課題があるほど、行政との関係は必要であるが、それが十分に 担保されるのか。		ご指摘の件については、「5. 行政の役割」で提言としてまとめています。
68	「5. 行政の役割」	・既存のコミュニティは、地域割りの問題や若い人が入りづらい雰囲気があるなどの様々な課題がある。それに対して行政は地域の多様性、積極性、自主性を重んじることが重要であり、市の職員は調整力、地域の人を発掘しつなげる力、提案力が必要である。	ご意見のとおりで、市の職員も地域に飛び出し、共に学んでいく姿勢が必要と整理しています。
69	「5(1)地域フォーラムへの参加」	・9頁5(1)の2行目:「…福祉など地域で解決すべき公的な課題…」を「…福祉など行政が深く関わりをもつべき公的な課題(前述第2レベルの課題)…」とする。	ご指摘を踏まえて修正します。
70	「5(1)地域フォーラムへの参加」	・自主三原則はあるが、行政には相談すれば相談に乗ってもらえる関係を構築していただき、課題解決につながっていけると良い。	
71	「5(1)地域フォーラムへの参加」	・行政に対しては相談相手として重要であり、関与を期待している。	「 行政の役割としてご指摘の内容を想定しています。 」
72	「5(1)地域フォーラムへの参加」	・行政が参加する場合には、行政が情報提供を行って関わっていくこと が必要である。	
73	「5(2)地域フォーラムでの基 本的な立場」	・自主三原則を守る部分と行政が出て行く部分をどのようにバランスを取るのかが重要である。	ご指摘の内容を勘案して、現在の行政の関与の在り方について提言を行っています。
74	「5(2)地域フォーラムでの基本的な立場」	・自主三原則が変わっていくのであれば、少なくともパートナーシップを 維持するために最低限のラインを決定して行政の関わり方を明確化す ることが重要である。	自主三原則については今後とも重視していくこととしています。
75	「5(2)地域フォーラムでの基本的な立場」		地域フォーラム(仮称)の協議内容として、地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)の構成員で関わりを持つものについては、行政はあくまでも助言者等であり、課題の捉え方には二つのレベルがあるという整理をしています。
76	「5(2)地域フォーラムでの基 本的な立場」	・行政との関わりについては、行政が市民に対して勉強の機会を提供することが必要で、コミセンの役員だけでは解決できない局面ではコミセンの会議に行政が積極的に参加して、横断的な視点から解決してほしい。	学びの場の提供については新しく追加します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
77	「5(2)地域フォーラムでの基 本的な立場」	・行政が実施すべき地域課題まで地域に持ち込まれることがあってはならない。地域と行政との間では適切な役割分担が必要であり、地域側から行政に対して関わってほしい事を提言できるようなフォーラムにしていきたい。	地域で検討する課題について二つのレベルがあるということを、新しく盛り込みます。
78	「5(2)地域フォーラムでの基本的な立場」	・9頁5(2)の1行目:「…行政は、地域で解決すべき課題について…」を「…行政は、行政自身が深く関わりをもつべき地域課題(前述第2レベルの課題)については…」とする。	
79	「5(2)地域フォーラムでの基本的な立場」	・9頁5(2)の最終行:「…保っていくことは、「自主三原則」を基本としつつ、さらに市民と行政との協働を充実させるという考え方に立つものです。」とする。=【自主三原則が生まれた時代には、行政が直接関わる地域課題の重要性や今日的な意味での協働という考え方が十分に浸透していなかったと思いますので、「本来」と言うよりは、時代の変化に伴って自主三原則の考え方を発展的に広げていくという意味の表現のほうが望ましい】	ご指摘を踏まえて修正します。
80	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・市職員がコミュニティ構想への自覚を高め、フォーラムを有効に機能させるためには、行政の政策課題への対応も、分野別の視点だけでなく、フォーラム単位で総合的、包括的に検討し、執行するという方向に見直す必要がある。 そのような行政運営を可能とする組織体制に改めることが最も重要な課題のため、そのことを、もう一歩踏み込んで記述していただきたい。	該当箇所について、ご指摘の内容を踏まえて修正します。
81	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・行政に対しては、縦割りとならないように、行政内部で情報連絡を密にするようにしていただきたい。また、行政職員が地域に出て、地域と相互に学び合うようなことをより積極的に実施してほしい。	「5. (3)」で「これからのコミュニティ」全体に目配りし、総合的に対応できるような行政組織を目指すこと、「5. (1)」で地域フォーラム(仮称)に積極的に参加していくことを提言しています。
82	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・コミュニティづくりなどの自主的な活動と、市からの委嘱された課題解決の活動とを切り分けて考えてこなかった。自主活動は市の下請け業務ではなく、そこには市民自治につながる自由な意思と判断がある。地域によって異なる決断を職員が尊重することも必要である。	ご指摘を踏まえて、行政が地域の考えを重視しながら取り組むことが重要であることを追記します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
83	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・行政は多くの課題があり、その対応として、多種の区割りが発生している。これは非効率なことなので、可能なところはとりまとめ、横断的な行政活動をしていくべき。	ご意見のとおり、課題ごとの活動団体が地域で活動していますが、それらの団体が一堂に会する協議の場を設けることで、課題の共有が図れると整理しています。その中で、重複する活動などがあればそれをとりまとめるなどの調整も可能になると考えます。また、ご指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。
84	・ 要接護有文援事業 等福祉関係の事業を協働して進めるためには、 「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」 現状を踏まえると中間提高(P10)にあるような対応では行政は対等な立 根を維持、 事権サストには問題がタオポストのに用る		行政が地域住民と共に解決すべき課題について、単独に活動を展開するのではなく、「これからのコミュニティ」において地域の考えを尊重しながら、行政も他の団体とつながり、活動していくという意識を共有することが必要です。また、政策課題ごとにそれぞれの部署が縦割りで対応するだけではなく、「これからのコミュニティ」全体に目配りし、総合的に対応できるような行政組織を目指していくことが求められると考えています。
85			あくまでも「地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)」にいるすべての主体が対等に関与するという観点から、原文どおりとします。
86	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・9~10頁(3)の最初の2文は、下記としてはどうか。 ・地域課題は地域コミュニティで解決することが基本的な姿ですが、行政が地域住民と共に解決すべき課題については、地域コミュニティが単独に活動を展開するのではなく、「地域コミュニティJを中心に行政もこれとつながり、情報を共有し、活動していくという意識を共有することが必要です。それこそが40年来取り組んできた武蔵野市の「コミュニティ構想」をさらに発展的に実現させていくための道だと考えます。 ・【理由はもともと行政が深くかかわることを想定していたというような表現よりも、時代の流れとともに行政も責任をもってかかわっていくことの必要性が高まってきた点を出す】	ご指摘の内容を踏まえて、当該箇所を修正します。
87	「5(3)地域コミュニティを中心 に活動する意識の共有」	・10頁5行目:「…地域コミュニティ全体をマネジメントすること…」を「… 地域コミュニティ全体の向上を促すこと…」とする。==【原案のままだ と、地域コミュニティを行政が監理するように印象づけられる】	「マネジメント」という表現を修正します。
88	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・コミセンが万相談所の機能を持つためには、コミセンは活動の中で全 行政部署と対応出来る知識を身に付けつつ、いち早く学習や訓練など の実践による地域力を付けなければならない。	「5. (5)「学び」の場の確保」として、様々な地域の人材の育成に関する内容を盛り込みます。
89	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・運営委員がまちづくりや地域に対する意識を持つことが重要で、その 為の研修が必要である。	

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
90	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・ファシリテーション能力の向上や地域課題に対する体系的な学びなど、さまざまな学びが必要である。また、学びの提供は協議会内のみで完結するのではなく、地域を越えた学びのネットワークの構築が必要であると共に、仕組みづくりにあたっては市としてのサポートが必要である。	
91	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・地域の中で、ファシリテートできる人を育てていかなければ、地域の特徴を踏まえながら、進めて行くことは難しい。 ・地域はさまざまな人から成り立っているということを、コミセンの仕組みを活用しながら、あるいは他の団体とも連携しながら、皆が理解し合うことも重要であると思う。	
92	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・地域力を高め、住民が自治能力を持つことがコミュニティ活動を盛んにするため、行政は住民の自主的な学習について、年間計画を策定するなど、より一層の支援体制を整備すべき。	「5. (5)「学び」の場の確保」として、様々な地域の人材の育成に関する内容を盛り込みます。
93	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・コミュニティ協議会の運営委員はボランティアで参加しているためできることには限りがある。そのため、地域の媒介役になり得る人を集めたり、そうした人材を育成するための教育などが必要である。	
94	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・地域フォーラムという仕組みを作っていくのであれば、最終的には事務 局機能をコミセンが受けざるを得ないだろうと思う。そうした中で、今後 市民教育を進めていかないと、協議会を支える人材がよりいっそう減少 していくのではないかと思う	
95	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・コミュニティセンターの役割や運営、自主三原則や指定管理者制度の 正しい内容などについて、コミセン運営委員の意識改革が必要である。	
96	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・現状は自主三原則の名の下に各コミュニティ協議会が独自の運営を行っているため、地域フォーラムを作り上げるためには、地域の団体の方も運営委員になっていただき課題の共有を図ることから始めたり、コミュニティ協議会自体がスキルアップを図っていくこと、事業や行事の中で行政や団体が関わる機会や範囲を広げていくことといった方法が考えられる。	「6. (2)「協議の場」の実現」の中で、ご指摘の趣旨を踏まえて修正します。
97	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・課題解決が困難であるから地域フォーラムを立ち上げるというようにも 見えるが、そうであるならば、むしろ行政の力を活用して突き進めた方が 良いのではないか。	地域フォーラム(仮称)は課題解決のための一つの方法として提案しているもので、これまでの 武蔵野市の特性を踏まえて、地域の中でそのあり方を検討することが適切と考えています。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
98	「6. 実現に向けての課題と 対応」	・フォーラムを有効に機能させるために少なくとも地域の課題を解決しようと主体的な活動が新たに立ち上がった場合、それを市の担当部署が直接支援するのではなく、地域で支える仕組みが必要である。例えば、フォーラムの運営予算から、活動に必要な補助を出すことが考えられるため、地域の課題に応じた自主的な活動を地域で支える仕組みの必要性を記述してほしい。	地域フォーラム(仮称)が実現し、今後地域に定着した場合、将来的にそのような仕組みも考えられます。
99			「地域フォーラム(仮称)」の開催により、様々な団体・市民との課題共有ができることにより、 新たな担い手の発掘にもつながると考えています。
100	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・新しい人たちが参加しないのは、現在の運営委員が新しい人たちを入れる気がない、退く気がないような雰囲気がするからである。	「6. (4)コミュニティ協議会への新たな参加者や人材の掘り起こし」において、その方法について整理しています。
101	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・「SNS」はこれから重要なツールになる。コミセンの利用者層を広げ、世代を超えたコミュニティに成長させる為にはこのツールを利用すべきである。	ご指摘のような考えに基づき、SNSの利用を提言内容に盛り込んでいます。
102	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・地域コミュニティにマンションの関わりが薄いことが問題点として指摘されている。市民の7割がマンション居住者である状態で、こうした人を取り込めるような地域フォーラムであることが必要である。	マンション居住者に対しては、「5. (4)」において、マンション建設時に武蔵野市のコミュニティづくりに理解を求めることや、「6. (4)」で、マンション管理組合等の参加の仕組みを新に検討していく必要があるとしています。
103	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・多世代からの参加については望ましいことである。	ご意見のとおりで、コミュニティ協議会とマンション管理組合等とのつながりを深めることや、学校等との連携をより強めることなどにより、多世代からの参加につながると考えていますが、具体的な方策があればお聞きしたいと思います。
104	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・コミセンで活動をしていく中で、会話を介していくと人付き合いが濃厚になっていくと経験している。それとおなじ事が協議の場として想定されているのであろうが、そういう場に参加する人が、減っていく人も多いと感じており、その理由はよく分からないでいる。こうした中、フォーラムにどのように参加者を増やしていくのかを考えるのは、地域の人だけでは難しいのではないかと思う。	「4. (1)③「地域フォーラム(仮称)」の運営と開催」、「6. (1)多世代からの参加の促進」では、地域だけではなく行政も連携しながら取り組むこととしています。
105	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・マンション管理組合への参加要請やコミュニティづくりに関する研修を 実施することは、コミュニティ構想の市民自身による自主的自発的なコ ミュニティづくりではないのではないか。	コミュニティ構想が掲げられた当時と現在とでは、住宅環境も大きく変わってきました。あくまでもコミュニティづくりに関しては、自主三原則に基づき市民の手で行うべきと考えますが、よりそれを促進させる手段について検討しています。また、市民自治の力を維持していくためにも、行政と共に学ぶことは必要と考えます。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
106	「6(1)多世代からの参加の 促進」 しているい頃からコミューディに巻き込んでいてとや、返職後の人の特 技を生かした巻き込みなどが必要である。きっかけとしては祭りなどが 会		学校等との関わりについては、地域の子どもたちがコミュニティセンターを身近に感じながらその役割を理解していくことができるように、連携を図ることが必要です。また、コミュニティ協議会の中には運営委員がそれぞれのネットワークの中で人材を発掘し、スカウトしているところも見受けられます。今後はそのような取り組みに広がりを持たせることが必要です。
107	77 「6(1)多世代からの参加の 促進」 「6(1)多世代からの参加の 促進」 「6(1)多世代からの参加の でのようなアンケートではなく、マーケティングの視点からこれまでとは 関大スアプローチが必要であるとも必要である。その際これまでとば		ご意見のとおりで、基礎調査でも、地域・コミュニティ活動への参加が1割程度に留まっていることがわかり、課題として捉えられています。一方、今は参加していないが潜在的に参加したいと思っている方が約4割いることが明らかになり、この潜在的な層がより地域活動に参加しやすい雰囲気づくりが求められます。また、参加する側と参加しない側双方の意見を聞き、何を必要としているのかを把握し、そのバランスを取っていくことが今後の取り組みを進める上で重要であると考えています。
108	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・地域コミュニティは担い手の発掘、人材育成が必要。災害時要援護者対策事業を地域コミュニティの起爆剤として有効活用して担い手の発掘を行うべき。また、若年層については、地域コミュニティが必要となる世代をターゲットとした事業を展開すべき。 ・担い手育成の観点では、PTAの段階から人をスカウトする仕組みも必要。	災害時要援護者対策事業においては、コミュニティ協議会、防災・防犯、福祉等の活動団体に加え、シルバー人材センターやボランティアの方々も含めた地域を包括する仕組みが検討されています。ご意見のとおり、そこには地域のキーパーソンが多く集まるため、担い手の発掘にはいい機会であると考えます。また、コミュニティ協議会の中には運営委員がそれぞれのネットワークの中で人材を発掘し、スカウトしているところも見受けられます。今後はそのような取り組みに広がりを持たせることが必要です。
109	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・日頃利用率が低い属性の人たちをどう地域活動に参加してもらうかが 課題である。	ご意見のとおりで、委員会としても同様に課題として捉えています。
110	「6(1)多世代からの参加の 促進」	・単身の市民をどう取り込むか、流入した若年単身者が家庭を持つき かっかけとなる事業もよいのではないか。	多世代からの参加を促進する具体的な方策に関するアイデアとして、市民活動団体等が実施 主体となり、コミュニティセンターを会場に行う事業があってもいいと考えます。
111	「6(2)協議の場の実現」	・総会や運営委員会の活用ではなく、地域フォーラムについては、コミュニティ協議会をはじめ多様な活動組織に参加呼びかけを行う必要がある。広く開かれた協議の場を地域に作ることは賛成だが、もっと丁寧に考える必要がある。	ご指摘の内容を踏まえ、表現を見直します。
112	「6(2)協議の場の実現」	・まちづくり活動事例については、けやきコミセンや吉祥寺南町コミセン等、すでに地域の中で実践されている例を取り上げ、その取組を検証してはどうか。	ご意見の内容を踏まえて、委員会で論議しています。
113	「6(2)協議の場の実現」	・11ページの「(2)協議の場の実現」の内容は、具体的に書き込みすぎているのではないか。	ご指摘の内容を踏まえ、表現を見直します。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応	
114	4 「6(2)協議の場の実現」・実施するならば、最初からしっかりと固めた制度ではなく、取り組むのが良いように思う。		提言でもご指摘の趣旨を想定しており、表現を見直します。	
115	「6(2)協議の場の実現」	・地域フォーラムを全市で取り組むにあたっては、市として相当な覚悟を持って進めていかなければいけない。自主的な活動ができない地域に関しては、市の職員の相当な関与がなければ難しいと感じる。手厚い人員配置が可能であれば、検討してもいいのではないか。	地域フォーラム(仮称)の取り組みは、一律同じような形で取り組むのではなくあくまでも地域 主体として取り組むことを想定しています。	
116	「6(3)地域を中心に活動する 意識の共有」	・中間提言で「地域の緩やかなつながり」を求める声が多数あったとあるが、今のコミセンだけでは守備範囲が広すぎる。例えば、大型マンションに対する要請のように、生活環境の激変等への対処対策が不可欠にもかかわらず、地域に対する協力を求めても、助力を受けられないことが発生している。 ・地域密着で活動している各団体やコミセンに対して、一般市民に対する意識及び接する態度等の調査を厳密に行い、評価すべきところは他の団体にも広め、是正すべきところは是正することで、地域フォーラムの真価が発揮できる。既存団体が市民に溶け込んで活動できればコミセンの認知度も高まり、地域で解決すべき課題も表面化しやすくなる。		
117	「6(3)地域を中心に活動する 意識の共有」	・吉祥寺西コミュニティ協議会では、先駆的に地域懇談会を年2回開催しており、この芽を育てるためにも、役員への問題意識の共有をお願いしたい。	その方向で提言をまとめています。	
118	「6(3)地域を中心に活動する 意識の共有」	・成蹊大学地域交流部とのコラボを継続する中で、様々な取り組みが展開された。地域フォーラムにも発想を新たにさせてくれる新たな息吹として登場いただける事を期待している。	大学のボランティアグループとコミュニティセンターが共同でイベントを企画するなど、今後の可能性を感じる新たな取り組みがあることを提言の中に整理しています。	
119	コミュニティエリア	・コミュニティエリアを小学校区にそろえる。	コミュニティ協議会やコミュニティセンターの区域にはこれまでの経緯があり、その区域をすぐ さま変更するのは難しいと考えています。	
120	コミュニティ協議会	・コミュニティ協議会のレベルアップが必要である。	 行政と共に学びあうことが必要と考えています。 	
121	コミュニティ協議会の在り方	・今回の提言の内容は、コミュニティ協議会の本来の機能として、地域フォーラムの運営が位置づけられているように見える。そうであるとすると、コミュニティ協議会の機能を大幅に変更するものと受け取れ、地域フォーラムの運営によりコミュニティ協議会の従来の活動が阻害されてしまうことを危惧している。いずれにしても、コミュニティ協議会の本来の機能をどう位置づけるかを明示し、整理する必要がある。	今回想定する地域フォーラム(仮称)での地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)と、これまでコミュニティ協議会が取り組んできた、地域でのつながりづくりとしての地域コミュニティは異なるものであり、コミュニティ協議会の活動は、ご指摘のとおり、従来から交流していくことを大事にして取り組んでいるものと考えています。この点が明確となるよう修正します。	

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
122	コミュニティ協議会の運営	・現在のコミセン役員は福祉の会・防災会・老人会・PTAなどのあらゆる 場面で役員となっており、その周りの人も固定化している。意見を述べ ても、市からの情報も、コミセン委員で止まってしまう。	「6.(1)多世代からの参加の促進」、「6.(4)コミュニティ協議会への新たな参加者や人材の掘り起こし」において、新しい人材の掘り起こし等について整理しています。組織内の透明性や風通しの良さについては、その実現に付随して改善するものと考えます。
123	コミュニティセンターの配置	・担い手育成におけるPTAとの連携の観点から、コミュニティセンターの建て替え時、あるいは小学校の建て替え時に学校内にコミュニティセンターの設置(複合化)を検討すべき。	今後、長期的な視点で公共施設の再配置等が検討される場合は、学校施設も検討の対象になることも考えられます。その中では、地域の状況に応じて、学校を含めた公共施設にコミュニ
124	コミュニティセンターの配置		ティセンターを併設することも議論の対象になっていくと想定されます。また、どのコミュニティ センターからも遠い、アクセスが困難な地域をなくすための配置を検討することや、学校と地域
125	コミュニティセンターの配置	・学校建替の際は、コミセン機能も含む、設計段階から地域住民の参加を積極的に促す。	との関係にも留意することを提言しています。
126	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・年配の方が多く、スピード感もなく時代にそぐわない。	「6.(1)多世代からの参加の促進」、「6.(4)コミュニティ協議会への新たな参加者や人材の掘り起こし」において、新しい人材の掘り起こし等について整理しています。
127	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・利用時に個人情報を細かく聞いてくるコミセンがある。コミセンごとの 差は何か。プライバシーの管理が心配。	コミュニティセンター利用者の安全確保の観点から、記名や電話番号の記載をお願いしていると確認しています。個人情報の取り扱いについては、研連の調整や行政の助言等により適切な対応をとるように働きかけを行うのが望ましいと考えます。
128	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミセンミシュランを実施してはどうか。	コミュニティセンターの管理運営に関して、外部評価を行う場合や、コミュニティセンターの認知 と活性化につながる取り組みとして、良いアイデアだと捉えています。
129	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミュニティセンター受付担当者の応対についてそのサービスマナーがなっていないとの評判を多くの利用者から聞く。受付担当者のサービスマナー向上と「センターをご利用いただく」という気持ちで市民に接するための研修実施を求める。	コミュニティ研究連絡会において、コミュニティのあり方懇談会で「窓口のあり方について」を テーマとして、あるべき姿について話し合ったり、窓口研修会を開催し窓口担当者のサービス 向上や啓発に努めていることを確認しています。
130	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミセンについて大震災に対応する為、早急にガラス飛散防止フィルム貼付け工事や天井の耐震見直し工事を完了すべきである。	その必要性は認識しています。
131	コミュニティセンターの管理 運営のありかた		「6. (5)コミュニティセンターの機能の充実」において、地域で活動する様々な団体との関係構築を進めるために、活動団体の拠点としてコミュニティセンターを活用することを考えています。
132	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・指定管理者制度はこのままで良いのか。	運営方法については市の直営ではなく、指定管理者制度での運営が望ましいと考えます。

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
133	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミュニティ協議会がコミセンの指定管理者となったことによる効果検証を実施してほしい。 ・コミュニティ協議会の機能が変化する中で、指定管理者としてコミセンの管理運営を行うことが前提となっていることに疑問を感じる。本来的には市の直営でコミセンは運営されるべきではないか。	指定管理者の指導・監督として、所管課による評価等を定期的に実施し、サービスが質・コストともに適正に提供されているかをモニタリングしています。運営方法については市の直営ではなく、指定管理者制度での運営が望ましいと考えます。
134	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミセンが市民活動の拠点として居場所となっていないのは、ソフト面にもその理由がある。協議会の活動やコミセンの設置理念がなかなか浸透していないこと、他団体から協議会が閉鎖的で排他的と思われていることなどである。若い人ができることは任せ、他の団体ができるイベント等は譲り、肩の荷を降ろして負担を減らすことで、協議会自身も楽しめる環境になり、利用者や参加の輪が広がることにつながる。	ご指摘の件については委員会でも課題と捉えており、コミュニティセンターが親しみやすく立ち寄りやすい空間とするための取り組みや課題について、提言書の中で取りまとめました。
135	コミュニティセンターの管理 運営のありかた	・コミセンの運営は以下のいずれかを選択する。コミ協をコミセン運営から解放し、コミセンを地域に開放する。 ①全コミュニティセンターの運営を一括して指定管理者公募する。 ②全コミュニティセンターの運営を市直営にする。	運営方法については市の直営ではなく、指定管理者制度での運営が望ましいと考えます。その公募方法については、今後の検討課題と捉えています。
136	コミュニティセンターのサー ビス	・コミセンで住民票等の受け渡しや図書返却等ができるようにする。土日夜間も。行政サービス機能の追加。	「6. (5)コミュニティセンターの機能の充実」において、市民のニーズを把握しながら実施していく可能性について整理していますが、市政センターや証明書自動交付機の設置状況などの関係から、より地域に密着した情報の提供に需要があるのではないかと考えています。
137	コミュニティセンターの認知	・コミュニティセンターは、自分がその存在を知ったときにはじめて存在 意義があるものである。様々な市民がいるなかで、知らない市民がいて も仕方がなく、退職などを契機として地域を意識したときからコミセンを 認知していくことで良いのではないか。	基礎調査によれば、コミュニティセンターの認知は約半数にとどまっている現状がうかがえますが、この部分は課題と捉えており、退職時だけでなく、多世代からの参加を促進させる仕組みについて検討しています。
138	コミュニティの捉え方	・武蔵野市のコミュニティは地域ごとにも大きな差がある。市全体のコミュニティをまとめて同じ物差しで測るのはいかがなものか。	地域のコミュニティ(これからのコミュニティ)については、その地域の考えを尊重するものとして整理しています。
139	コミュニティへの参加	・住民総会の参加率が低く関心を持っている市民が少ないのではないかといった危機感や、アンケート結果からは「つながり」をもとめる意見がでているが、実際にはそういう局面は多くないのではないかといった指摘がなされた。	委員会としては、基礎調査の結果の一つとして、つながりをつくるために活用できる場を求める 意見が比較的多いことに着目して論議しています。また、現在はコミュニティ活動に参加してい ないが、潜在的に参加したいと思っている方が約4割いることが明らかになり、この潜在的な 層がより地域活動に参加しやすい雰囲気づくりが求められます。

	_
ſ	

	番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
	140	自主三原則	・「中間提言書」に盛られた『中身・内容』が容認され、受け継がれ、実践実行にされるのか、甚だ心もとない。それへの対応として「地域フォーラム」の立ち上げが謳われているが、それよりは、「自主三原則」なるものの見直しを図ったほうが、より現実的ではないか。	
	141	自主三原則	・コミセンによって違いがあるが、長年非民主的な事例が多数発生しており、「自主三原則」の負の影響が出ているのが現状である。こうした負の遺産を引き継がないコミセンとしたい。	
	142	自主三原則	・一方で、自主三原則についてはその重みが強すぎ、また内容を曲解している人もいるように思うので、今後とも是非検討課題としていただきたい。	
38	143	自主三原則	まく実現できないでいることもあったのではないか。今回も同じよっなことにならないよう、各団体の目標を明確にするなどが必要である。	自主三原則については、意義や内容が十分に共有されておらず、本来とは別の意味で認識されていることも見受けられるため、その意味を捉え直し、行政と市民の間で共有していくことが必要です。今後は、それを新たな土台として双方の関わりを保ち、協働を充実させていく必要があります。一方、指定管理者制度に関しては、行政は他の公の施設と同様に、窓口サービ
	144	自主三原則	・また、自主三原則のマイナスの側面にも注目する必要があるとの指摘もあった。	スや管理運営の方法について、良好な水準を維持する必要があります。
	145	自主三原則	・自主三原則については、廃止せよとまでは思わないが、できてから40数年がたっている中でその負の部分が現れているように思う。その部分を見直していくことができるのかという点についての疑問がどうしても消すことができない。	
	146	自主三原則	・自主三原則については、特定の参加が多い、自主企画とはいいつつイベント企画のみになっている、自主運営でありながら行政に答えを求めすぎているなどの課題もあり、自主だけでは立ちゆかなくなっているのではないか。	
	147	自主三原則	・自主三原則や指定管理者制度は問題である。行政が及び腰になる制度はおかしく、抜本的な改革を期待する。	

番号	中間提言の該当場所	意見	委員会の対応
148	全般	・これまでコミセン・コミュニティ協議会が取り組んできた活動を踏まえ、 答申を急がないでほしい。 ・コミセンで活動する市民が、改革に自身が参加したと思える提案をして ほしい。	平成26年11月を目途に最終提言としてとりまとめ、市長に答申します。地域フォーラム(仮称)については、ご意見のとおり、地域で活動している市民自身が地域で受け入れやすい方法を模索しながら開催できるという内容で提言をまとめています。
149	全般	・中間提言の内容には基本的に賛成である。	中間提言に対する意見を反映させ、さらに内容を深めてまいります。
150	全般	・「地域コミュニティ」に括弧をつける/つけないについて統一した方が 良い。	提言の内容にあわせて対応します。
151	その他	・吉西福祉の会は結果的に、今回の提言のような活動をしている。	協議の場の実現方法の一つとして参考とします。
152	その他	・提言にある「災害時支え合いステーション」構想は大変重要である。市が主導でコミセンを災害時支え合いステーションとして運営し、あらかじめ登録された高齢者や親子を優先的に保護することができれば、混乱も少なくて済む。そのためにも、日頃から要支援者がコミセンとつながりを持つことも必要である。	ご意見のとおりで、このようなテーマこそ地域フォーラム(仮称)で論議して、地域でその課題を 共有し、解決していくべきものではないかと考えています。
153	その他	らなかったか。コミュニティ市民委員会とは別のコンセプトがあったのだ	これまで6期にわたり積み重ねられてきたコミュニティ市民委員会の論議のもとに、第5期長期計画で問題提起された「これからの地域コミュニティのあり方」を検討する委員会として、委員会名としてもわかりやすくするために名づけたものです。また委員構成の面で、市民委員会とするのが難しかったこともあります。

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 地域コミュニティの在り方及びその実現に向けた取組並びにコミュニティセンターの機能、役割、管理及び運営の在り方を検討するため、武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。
 - (1) 地域コミュニティに関すること。
 - (2) コミュニティセンターに関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成し、市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 2 委員長は、会務を総括し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、 その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- 2 検討委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

- 第6条 検討委員会の補助機関として、ワーキンググループを置くことができる。 (設置期間)
- 第7条 検討委員会の設置期間は、平成26年12月31日までとする。

(報酬)

第8条 委員の報酬等については、武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に基づき、市長が別に定める。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、市長が別に 定める。

付 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所属等及び人数

学識経験者 2人以内

コミュニティ協議会を代表する者 2人以内

武蔵野市内で活動する組織又は団体 (コミュニティ協議会を除く。) を代表する者 4人以内

武蔵野市内に在住する者 2人以内

提言までの経緯

会議日程等	主な内容	
第1回 平成25年9月2日	・委嘱及び本委員会について ・武蔵野市のコミュニティの現状と課題 ・検討の論点について	
平成25年9月29日	・コミュニティセンターの視察(境南・八幡町・御殿山)	
第2回 平成25年10月15日	・コミュニティの定義・コミュニティ協議会のあり方	
第3回 平成25年11月19日	・地域コミュニティと目的別コミュニティの連携	
第4回 平成25年12月17日	・具体的な行政の役割	
第5回 平成26年1月21日	・これまでの意見整理	
第6回 平成26年2月18日	・集合住宅や地域との接点を持たない人との関係について ・地域コミュニティのエリアの考え方について	
第7回 平成26年3月18日	・地域コミュニティのエリアについて・中間取りまとめに向けた意見交換	
第8回 平成26年4月15日	・中間提言案について	
平成26年5月15日 ~6月18日	・パブリックコメント募集	
平成26年6月6日・15日	市民意見交換会(2回)	
平成26年6月30日	・職員意見交換会 (1回)	
第9回 平成26年7月22日	・中間提言に対する意見について ・再確認が必要な検討課題について	
第10回 平成26年9月16日	・中間提言修正案について・中間提言に対する意見と委員会の対応について・最終提言に反映させる内容について	
第11回 平成26年10月21日	・最終提言案について	
平成26年11月27日	・市長に提言内容を報告	

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 委員名簿

Е	氏名	所属等	選任区分
小餅	友子	コミュニティ研究連絡会 副会長	コミュニティ 協議会
○笹野	章嘉	コミュニティ研究連絡会 会長	コミュニティ 協議会
◎玉野	和志	首都大学東京 人文科学研究科 教授	学識経験者
出口	滿廣	マンション管理士	地域組織・団体
寺島	芙美子	青少協 大野田地区委員会 委員長	地域組織・団体
成木	洋一	(境在住)	公募委員
二階	のぶ子	(吉祥寺南町在住)	公募委員
平湯	友子	子育て応援スペース とことこ 代表	地域組織・団体
広江	詮	関前福祉の会 会長	地域組織・団体
渡邉	大輔	成蹊大学文学部 講師	学識経験者

◎委員長、○副委員長(敬称略、五十音順) 所属等については平成25年9月現在のもの

武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会提言 ~未来を担う「これからのコミュニティ」を目指して~

平成26年11月

作 成 武蔵野市これからの地域コミュニティ検討委員会 事務局 武蔵野市 市民部 市民活動推進課

〒180-8777 東京都武蔵野市緑町2丁目2番28号

電 話:0422-60-1830 FAX:0422-51-2000